

静岡市生活支援体制整備業務委託 仕様書

1 事業目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備（支え合いの仕組みづくり）に向けた取組を推進することを目的とする。

2 委託事業名

令和8度 保地委第31号 静岡市生活支援体制整備業務

3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

4 根拠法令等

事業実施にあたり、本仕様書のほか介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号ロを根拠とする。

5 事業内容

（1）「支え合いの仕組みづくり相談窓口（仮称）」の設置

ア 機能

（ア）自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地域の住民のほか、ボランティアや市民活動団体、民間企業等の多様な主体から、支え合いの仕組みづくりに関するさまざまな相談を受け、支援を行う。

（イ）地域活動に対する訪問支援（アウトリーチ）を実施し、活動を継続するなかで抱えている課題への伴走支援と、活用できる社会資源（市民活動団体や民間企業を含む）のマッチングを行う。課題やニーズを抱える活動主体と社会資源の提供主体の両者をつなぐ支援とすり合わせの場の設定等、マッチングのためのコーディネートを丁寧に行う。

（ウ）地域の支援ニーズや課題を広く発信し、市内外から支え合いの仕組みづくりに資する社会資源の募集及び登録を行う。

(エ) 地域の多様な支援ニーズや社会資源に対する問い合わせを受けとめ、適切なサービスにつなぐ。

イ 従事する職員

区域生活支援コーディネーター（以下「区域コーディネーター」という。）もしくは日常生活圏域生活支援コーディネーター（以下「日常生活圏域コーディネーター」という。）とする。

区域コーディネーターは、葵区、駿河区及び清水区の各区内に、日常生活圏域コーディネーターは各日常生活圏域に、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成、多様な主体間の定期的な情報共有、地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチング等の業務を行う。

ウ 設置する窓口

受託者は、(ア) 及び (イ) の窓口を併設し、相談者の状況や相談内容に応じて、オンラインで受け付けた相談を対面による支援につなぐ等、両窓口を相互に活用しながら円滑に切り替えて運用できる体制を整備するものとする。

(ア) 対面窓口

a 開設時間

営業日は、原則月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分までとする。

休業日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

b 開設対応

原則、事務所開設時間内は、事務所に1名以上の人員を待機させる。やむを得ず事務所を留守とする場合は、来所者に後から連絡がとれる体制とする。

(イ) オンライン窓口

ポータルサイトやコミュニケーションツール等のオンラインシステムを構築し、常時支え合いの仕組みづくりに関する相談を受けとめる。

(2) 各区のコーディネート業務

各区の生活支援・介護予防サービスのコーディネート等を行う区域コーディネーターを各区に最低1名以上配置し、以下の業務を実施する。

ア 高齢者の支援ニーズ、関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化

各圏域で把握された高齢者の支援ニーズ・関心事と地域資源の状況を区ごとに可視化、分析し、課題を提示する。

イ 地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援

地域の支え合い活動を実施している又は支援者たり得る多様な主体への働きかけやネットワークの構築等の調整を行う。

ウ 地域住民・多様な主体の役割の整理、実施目的の共有のための支援

区域協議体の開催等を通じて、地域づくりにおける課題や地域住民や多様な主体等の役割の整理、実施目的の共有を行う。

エ 生活支援・介護予防サービスの担い手養成、組織化、具体的な活動とのマッチング

(ア) 地域支え合い人材養成講座の開催（新規担い手の発掘）

a 実施内容

区域ごとに新たなサービスの担い手や地域づくり推進のためのリーダーとしての参画を促すことを目的とした「地域支え合い人材養成講座」の企画、広報、募集、実施を行う。講座の開催回数、主な内容等は次表のとおりとする。

開催回数及び 実施時間	3回以上かつ合計実施時間は540分以上とする。ただし1講座の実施時間は60分以上とする。講座内容が異なる場合は、1日に複数回を実施することを可とする。
開催会場	対面による開催を行う場合の会場は、市内の会場とする。 受託者が所有する施設のほか、他の施設を借り上げることも可とする。 ※なお、講座の内容や目的に応じて、オンラインによる開催（会場を設けない方法を含む）又は対面とオンラインを併用した開催も可とする。
1講座あたり の募集人数	最低、各区10人以上とする。

実施内容	<p>受講者を既存団体への参加や新規立上げへ結びつけることを踏まえた講義内容を設定すること。なお、講義内容は、以下の項目を中心に、委託者と受託者が協議により決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の現状や課題を把握するための講義 ②地域づくり推進のためのリーダーとして活動する上で必要な心構え等に関する講義 ③地域支え合い活動についての講義 ④県内・外にある住民主体の通いの場等の実践者からの報告 ⑤県内・外で行われている先進事例の紹介・視察等 ⑥生活支援コーディネーターについての講義 ⑦地域活動に関する保険・助成等の諸制度について ⑧参加者同士の情報共有及び意見交換等
------	---

b 講座実施上の留意点

- (a) 講座の実施に当たり、あらかじめ事業計画書を委託者に提出すること。
- (b) 講座開催後は、その都度、使用した資料や講座風景の写真とともに講義内容を報告すること。
- (c) 講座終了後は、受講者に対し、既存地域資源へのマッチングや新規サービスの立ち上げに向けた支援に務めること。

(イ) 生活支援・介護予防サービスの担い手への研修・支援の実施（既存担い手の資質向上）

生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりを推進するため、地域において高齢者向けに活動している生活支援・介護予防サービスの担い手への研修・支援を実施する。

(注) 「生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくり」とは、下記の状況をいう。

- ・高齢者が利用可能な多様な生活支援・介護予防サービスが地域で提供される。
- ・高齢者が事業の担い手になることにより、介護予防につながる。

オ 本市と日常生活圏域コーディネーターの間の連絡調整業務

本市からの伝達事項や照会事項について、日常生活圏域コーディネーターへの共有や回答の取りまとめを行う。

カ 静岡市生活支援体制整備事業区域協議体（以下「区地域支え合いネットワーク会議」という。）の運営に関する以下の業務

（ア）静岡市が委嘱した委員により構成される「区地域支え合いネットワーク会議」を各区年3回程度開催し、運営を行う。目的及び役割は以下のとおり。

a 目的

- （a）多様な主体間の情報共有・連携強化
- （b）生活支援・介護予防サービスなどの資源開発
- （c）生きがいづくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

b 役割

- （a）日常生活圏域・区域コーディネーターの組織的な補完
- （b）区内の地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進
- （c）（b）を踏まえたうえで、区の特性に合わせた企画、立案、方針策定
- （d）地域づくりにおける意識の統一
- （e）情報交換の場、働きかけの場
- （f）「圏域支え合いの地域づくり会議」での検討結果の共有と、区内で検討すべき課題の検討

（イ）区地域支え合いネットワーク会議の終了ごとに、協議内容をまとめる（様式1）。

キ 静岡市生活支援体制整備事業市域協議体との連携・協働に関する以下の業務

（ア）静岡市が主催する市域協議体において、区地域支え合いネットワーク会議での検討内容等を報告

（イ）市域協議体との連携・協働のためのその他の業務（市域協議体の議題に応じた区域コーディネーターとしての報告やそれに伴う資料作成等）

ク 日常生活圏域コーディネーター業務に関する総合調整・活動支援

（3）日常生活圏域のコーディネート業務

日常生活圏域ごとの生活支援・介護予防サービスのコーディネートを行う日常生活圏域コーディネーターを別表1に掲げるすべての圏域に配置し、以下の業務を実施する。

ア 高齢者の支援ニーズ、関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化

（ア）各圏域の地域包括支援センターや関係団体と連携しながら、高齢者の支援ニーズ・関心事や地域資源の状況を把握し、「支え合い台帳」を更新するとともに地図への落とし込みなどにより地域資源の可視化を行う。

(イ) アウトリーチの実施や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議への出席等を通して地域課題を把握し課題提示を行う。

イ 地域住民、多様な主体への協力依頼などの働きかけ・ネットワーク化

自治会、地区社会福祉協議会ほか多様な主体に対し、地域の支え合い活動の必要性について説明するとともに、協力依頼などの働きかけを行い、団体間でのネットワークを構築する。なお、働きかけに当たっては、高齢者が自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。

ウ 地域住民・多様な主体の役割の整理、実施目的の共有のための支援

日常生活圏域協議体の開催等を通じて、地域づくりにおける課題や地域住民や多様な主体の役割の整理、実施目的の共有を行う。

エ 生活支援・介護予防サービスの創出、運営支援

(ア) 地域住民・多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討（活動の担い手・多様な主体との調整を含む。）について、②のネットワークを活用しながら支援を行う。

(イ) 自治会や地区社会福祉協議会等の関係者と連携し、すでに活動している生活支援や通いの場等の地域資源に対する運営支援を行う。

オ 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング

生活支援・介護予防サービスの事業化や立ち上げ・継続のためのコーディネート業務

カ 地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築

生活支援コーディネーターは、各圏域の地域包括支援センターと密に連携するものとし、毎月1回以上状況報告等の場を設け、地域課題や地域資源の情報共有に努めるとともに、地域ケア会議や「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」などの場を通じて、地域包括支援センターと協働で多様な主体との連携強化に取り組むこと。

キ 静岡市生活支援体制整備事業日常生活圏域協議体（「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」）の運営に関する以下の業務

(ア) 各地区（小学校区単位等）において、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地区の住民のほか、ボランティアや市民活動団体に所属する者、高齢者福祉、介護保険事業に優れた見識を有する者、民間企業等から、参画者を募り「地域づくり会議」の立ち上げ運営を行う。また、地区内の活動の中心となる「支え合い推進員」を選任し、協働して会議の運営にあたる。

「地域づくり会議」の目的及び役割は以下のとおり

a 目的

- (a) 地域内の多様な主体間の情報共有・連携強化
- (b) 地域内での生活支援・介護予防サービスなどの資源開発
- (c) 生きがいづくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

b 役割

- (a) 日常生活圏域コーディネーターの地域内での活動を組織的に補完
 - (b) 地域のニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進
 - (c) (イ) を踏まえたうえで、地域の特性に合わせた企画、立案、方針策定
 - (d) 地域づくりにおける意識の統一
 - (e) 情報交換の場、働きかけの場
- (イ) 日常生活圏域において、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地域の住民のほか、ボランティアや市民活動団体に所属する者、高齢者福祉、介護保険事業に優れた見識を有する者、民間企業等から、参画者を募り「圏域支え合いの地域づくり会議」の立ち上げ運営を行う。

「圏域支え合いの地域づくり会議」の目的及び役割は以下のとおり。

a 目的

- (a) 圏域内の多様な主体間の情報共有・連携強化
- (b) 圏域内での生活支援・介護予防サービスなどの資源開発
- (c) 生きがいづくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

b 役割

- (a) 日常生活圏域コーディネーターの組織的な補完
 - (b) 圏域内のニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進
 - (c) (b) を踏まえたうえで、圏域の特性に合わせた企画、立案、方針策定
 - (d) 地域づくりにおける意識の統一
 - (e) 情報交換の場、働きかけの場
- (f) 「地域づくり会議」での検討結果の共有と、圏域内で検討すべき課題の検討
- (ウ) 各圏域、地区（小学校区単位等）において、すでに上記目的、役割に資するような会議体が地域住民によって設置されている場合は、それをもって「圏域支え合いの地域づくり会議」または「地域づくり会議」として差し支えないものとする。その場合、日常生活圏域コーディネーターは地域住民等と連携し、会議の運営支援を行うものとする。

(エ) 「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」の終了ごと協議内容をまとめること（様式2）。

ク 区地域支え合いネットワーク会議との連携・協働に関する以下の業務
「区地域支え合いネットワーク会議」において、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」の検討内容を報告する。

6 生活支援コーディネーターの資格・要件

生活支援コーディネーターについて、特定の資格要件等は設けないが、以下に該当する者とする。

- (1) 市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者とする。
- (2) 所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行うことが可能な者とする。
- (3) 選任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合は速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努める。

7 生活支援コーディネーターへの研修実施

受託者は生活支援コーディネーターに対し、業務に必要な知識と技能の習得と向上を図るため、介護予防、地域活動、接遇等の研修計画を立てて実施すること。

8 生活支援コーディネーターの配置体制

(1) 区域コーディネーターの配置

行政区に各区域を担当する区域コーディネーターを配置する。

なお、当該コーディネーターは常勤とし、本業務に専任するものとする。

(2) 日常生活圏域コーディネーターの配置

日常生活圏域に各日常生活圏域を担当する日常生活圏域コーディネーターを配置する。

なお、当該コーディネーターは常勤とし、本業務に専任するものとする。

日常生活圏域を兼任することは可能とし、受託者は業務が円滑に実施できるよう適切な配置を行うものとする。なお、標準的な配置人員は2圏域に1人程度を想定する。

また、区域コーディネーターが日常生活圏域コーディネーターを兼務することは急な欠員等やむを得ない場合を除き、原則認めない。

(3) 受託者は、配置した区域コーディネーター及び日常生活圏域コーディネーターに欠員が生じる場合は、速やかに職員を補充しなければならない。

9 関係書類の提出

受託者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 生活支援コーディネーター名簿（様式1）

受託者は、年度当初に区域コーディネーターと日常生活圏域コーディネーターの名簿を提出する。また、名簿に変更が生じる場合は、速やかに名簿を再度提出する。

(2) 実施計画（様式2、3、4）

ア 受託者は、事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、企画提案書に基づく事業の目標と事業の計画を定めた契約期間の実施計画書を策定し、契約締結後、委託者に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には、「(1) 支え合いの仕組みづくり相談窓口（仮称）」の設置、「(2) 各区のコーディネート業務」及び「(3) 日常生活圏域のコーディネート業務」に関する活動計画その他本仕様書及び企画提案書で定めた事業の実施にあたって必要とする事項等を記載すること。

ウ 受託者は、生活支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修計画を策定し、委託者に提出する。

(3) 事業実施に関する報告（様式6、7、8、9、10）

ア 受託者は、月ごと対面窓口及びオンライン窓口にて受け付けた相談内容について案内・対応結果を提出する。（様式6）

イ 受託者は、「区地域支え合いネットワーク会議」、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」を実施した際には、会議報告書を隨時提出する。（様式7、8）

ウ 受託者は、生活支援コーディネーターの月ごとの活動内容について、翌月10日（10日が土日祝日の場合は前開庁日、3月分にあっては、同月末日）までに報告する。（様式9、10）

エ 受託者は、日々の活動記録を作成するものとし、委託者から報告を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

(4) 事業完了後の報告

受託者は事業完了後、以下の書類を提出すること。

ア 完了報告書

イ 圏域支え合いの地域づくり会議・地域づくり会議開催結果（様式 11）

ウ 圏域支援結果報告書（様式 12）

エ 研修実績報告書（様式 13）

オ 支え合い台帳

カ その他必要と認められる書類

（5）その他

上記（1）～（4）によるほか、受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出すること。

10 委託事業実施における注意事項

- （1）配置された生活支援コーディネーターは、各事業内容を実施する際は、静岡市の生活支援コーディネーターとしての身分を明らかにして活動するとともに各種配布物等へ「静岡市委託事業」等と明記すること。
- （2）受託者は、受託期間が満了し、又は契約書の規定により契約を解除された場合には、委託者の指示に従って、新たな受託者に対し、業務運営が円滑に継続するために必要な引継ぎ及び協力をを行うこと。

別表1 日常生活圏域

区		日常生活圏域
葵区	1	城西
	2	安西番町
	3	城東
	4	井川
	5	伝馬町横内
	6	城北
	7	千代田
	8	長尾川
	9	美和

	10	賤機
	11	安倍
	12	服織
	13	藁科
駿河区	14	小鹿豊田
	15	八幡山
	16	大谷久能
	17	大里中島
	18	大里高松
	19	長田
	20	丸子
	21	港北
清水区	22	興津川
	23	両河内
	24	港南
	25	岡船越
	26	高部
	27	飯田庵原
	28	松原
	29	有度
	30	蒲原由比